

# 印旛沼 改良区だより

発行所  
 〒285-0011千葉県佐倉市山崎143  
**水土里ネット印旛沼**  
 印旛沼土地改良区  
 編集人 伊藤幸雄  
 TEL 043(484)1155  
 FAX 043(485)3335  
 URL: <http://www.inbanuma-lid.jp>  
 E-mail: [inba@inbanuma-lid.jp](mailto:inba@inbanuma-lid.jp)  
 印刷所  
 茨城県龍ヶ崎市  
 倉沢印刷(株)



## 国営印旛沼二期事業 来年春の送水に向け 姿を現した吉高機場

ドローン撮影した吉高機場 (国営事業所より提供)

### 平成30年通常総代会開催

平成30年通常総代会が去る平成30年3月28日、本区会議室において開催されました。昨年、新たに選出された61名の総代より52名の出席を得、国・県・水機構・関係市町など多くのご来賓の隣席のなか開会しました。議長には印西市選出の富井康夫総代が選出され、平成30年度一般会計予算案ほか全14議案を上程、慎重審議の結果、全議案原案どおり可決決定されました。



副理事長  
土井 凱夫



理事長  
長谷川 邦彦

### 理事長あいさつ

新緑の候、組合員の皆様には本土地改良区の運営に際し、日頃よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の任期満了に伴う役員改選に続き、12月23日開催の理事会において理事長に就任しました長谷川でございます。引き続き厳しい農業情勢でございますが、与えられた任務を全うする所存ですのでよろしくご指導ご鞭撻の程をお願い申し上げます。

さて、平成28年の農業競争力強化プログラムの決定を受け、真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直しがされ、土地改良法等が一部改正されました。担い手への農地集積を加速させるため、農地中間管理事業と関連する整備事業の連携を図るなど、様々な制度改革が進んでおります。

加えて本年2月には「今後の土地改良区の在り方」と題し、土地改良区の基本である組合員資格や組織体制についても論じられ、いよいよ土地改良区が農業農村整備の推進において、その中核となる

べく責務を負ってきていると感じております。

平成22年に着工された国営印旛沼二期土地改良事業も、総事業費三十七億円のなか平成29年度まで進捗率66・5%となってきました。

既に平成27年白山甚兵衛機場、29年宗吾北機場が供用され、来年春には吉高機場が送水を予定しています。また、同時関連事業として位置付ける宗吾西用水プロジェクトの大佐倉地区は、調査測量設計業務を進める運びとなりました。

今後国営関連事業や一本松用水ブロックについて、この他に西部調整池エリアの整備構想など、同時並行する課題が山積しているところですが、まずは一歩一歩着実に進めて行くつもりでございます。

結びに、印旛沼地域の農業農村の持続的な発展のため、役員一丸となり取り組んでまいり所存ですので、皆様の更なるご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

# 新役員紹介

理事長 長谷川 邦彦  
 副理事長 土井 凱夫  
 代表監事 須藤 賢一

## 新たな執行体制がスタート!

任期満了に伴う役員選挙は、平成29年12月6日臨時総代会に於いて、無投票により左表のとおり確定しました。続く12月23日新理事会・監事会を開催し、正副理事長及び代表監事を互選、この他各委員会等の配属を決定しました。

### 理事

(定数16名)

#### 第一被選挙区 印西市

小川 幹雄 印西市小林

木村 正博 印西市松崎

小久保 五一郎 印西市酒直下杭

二宮 彰夫 印西市山田

土井 凱夫 印西市吉高

#### 第二被選挙区 栄町

川崎 正平 栄町安食

長谷川 邦彦 栄町四箇

#### 第三被選挙区 成田市

秦野 弘之 成田市下方

内山 良一 成田市台方

### 監事

(定数4名)

#### 第一〜第三被選挙区

須藤 賢一 印西市吉高

古関 修 成田市台方

#### 第四被選挙区 酒々井町・富里市

小坂 和男 酒々井町上岩橋

#### 第五被選挙区

佐倉市・四街道市・千葉市・八街市

志田 英己 佐倉市飯野

立田 三雄 佐倉市江原新田

清宮 一雄 佐倉市高岡

土屋 勝弘 佐倉市飯塚

#### 第六被選挙区 八千代市

竹内 誠 八千代市村上南

#### 第七被選挙区 船橋市・白井市

武藤 英夫 船橋市小室町

#### 第四〜第七被選挙区

富瀬 新一 八街市根古谷

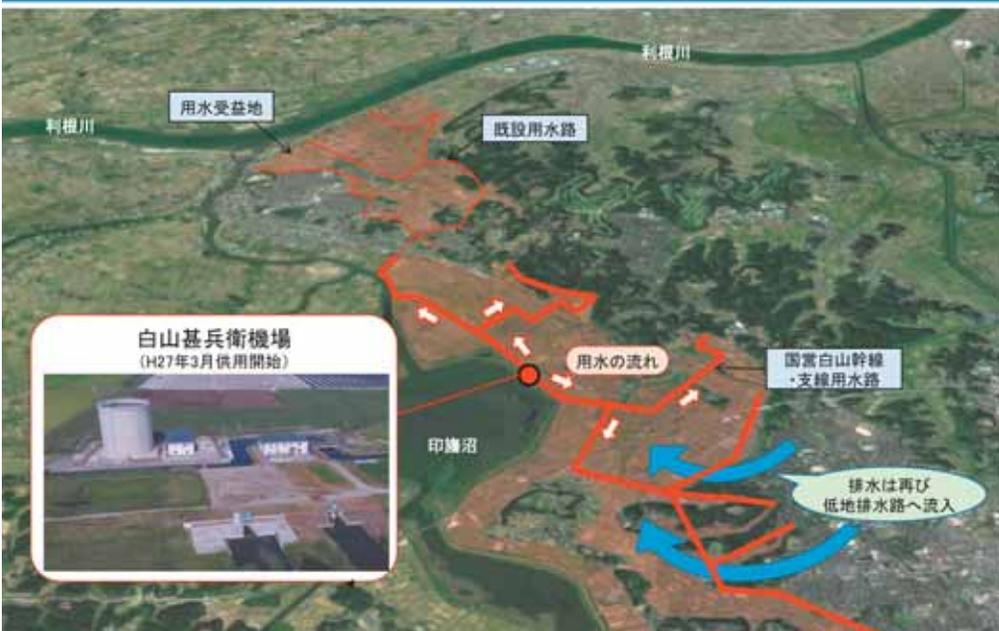
石井 敏雄 八千代市桑納

## 公津支区・安食支区が統合 「印旛沼東部支区」設立

公津支区と安食支区の基幹機場であった旧甚兵衛機場と白山機場は、国営二期事業により平成27年「白山甚兵衛機場」に生まれ変わり、早くも4年目の用水が始まっています。新たな機場においては県管理として、千葉県により国の補助事業を取り入れ管理を進めていた。これを受け、ひとつの基幹用水機場に一つの支区という考え方から、旧支区の受益規模や管理形態また予算状況等を踏まえ、将来に向けての維持管理体制を展望し合併する方向で調整を図ってきました。

両支区では何度も会議を重ね、平成30年4月7日「印旛沼東部支区」代議員総会を開催し、規約や予算のほか役員等決定されました。今後の新たな維持管理体制の展開が期待されます。

白山甚兵衛機場用水ブロック (旧公津・安食支区へ) 国営事業所より資料提供



「印旛沼東部支区」としての代議員総会の様子





関東農政局  
印旛沼二期農業水利事業所  
所長 阿武隆弘

この4月の人事異動により、宮森前所長の後任として国営印旛沼二期農業水利事業所長に着任いたしました。阿武でございます。前任地は熊本県にある九州農政局で、少し離れた地におりました。関東農政局に勤務するのは実質初めてとなります。これから印旛沼地域において仕事をさせていただきますことを大変楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

印旛沼土地改良区の組合員の皆様には、日頃より当事業所の運営並びに事業推進に格別のご理解とご支援を頂いておりますことを、この場で厚く御礼申し上げます。この度、「改良区だより」の貴重な紙面をお借りしまして、私どもが進めております事業や取組等についてご報告させていただきます。

平成22年8月に当事業所を開所してから、既に8年近くが経過しました。初年度に年間事業費1億5千万円で着手して以降、毎年度所要の予算確保と事業推進に取り組みでまいりました。平成30年度は、約32億5千万円の年度事業費を確保しております。これにより、事業費ベースでも総額の60%を超えており、本事業はまさに最盛期を迎えております。

また、当事業は、農業用排水機能の改善に加えて、農業用水および印旛沼の水質保全機能の増進を目指した新しいタイプの国営かんがい排水事業であり、低地排水路の水を農業用水として再利用する「循環かんがい」の仕組みを導入する計画としております。

既に供用を開始している白山甚兵衛機場および宗吾北機場では、この循環かんがいの機能によって、農業用水総量の半分近くを低地排水路から再利用した水で賄っていることがわかってきました。同時に、印旛沼への年間排水総量が大きく減少したことで、排水ポンプ稼働時間の減少により消費電力量も削減されております。

またそれに伴い、沼に対する窒素やリン等の排出量が削減され、印旛沼の環境にとっても良い効果が発揮されております。この効果をさらに高めるには、浅水代かきや化学肥料等による環境保全型農業の促進も効果的でありますので、今後とも、県・J.A・改良区の皆さまと連携しながら環境に優しい農業の促進に注力し、流域の水質保全に貢献してまいります。

今年度は、平成31年春の通水を予定しております。吉高機場及び、平成32年春からの通水を予定している宗吾西機場掛かりの工事を進めることを大きな目標としております。加えて、埜原機場の工事にも着手する予定であり、安全かつ着実に事業を進捗させるよう努めてまいります。今後の工事着手を予定しております一本松機場につきましても、引き続き精緻な調査・設計に基づき、地元の皆様と丁寧な話し合いをしながら準備を進めたいと考えております。



千葉県農林水産部耕地課  
課長 杉森 浩

平成30年度 印旛沼地域の農業振興に向けて

昨年4月より耕地課長を拝命しております杉森でございます。本年度もよろしくお願ひいたします。

日頃より、印旛沼土地改良区の組合員の皆様におかれましては、農業農村整備事業の推進に御尽力をいただき、心より感謝申し上げます。

平成22年度に着工しました国営流域水質保全機能増進事業「印旛沼二期地区」は9年目を迎え、これまでに白山甚兵衛、宗吾北の2機場が完成し、現在、吉高及び宗吾西機場が建設中であります。今後、更なる工事の順調に進められ、更新された施設の効果を早くフルに発揮させていかなければなりません。そのためには、

国営事業の進捗に合わせ、県営・団体営事業による関連事業も進めていく必要があります。関連事業につきましては、県営かんがい排水事業「埜原地区」が着工してはいますが、引き続き国営事業と同時期に整備を進めなければならぬ地域もありますので、より一層、

土地改良区並びに地元関係者の皆様におかれましては、関連事業の推進に御理解、御協力をお願いいたします。

さて、昨年の土地改良法改正によって、担い手への農地集積・集約化を加速化させるための農地中間管理機構関連農地整備事業が今年度からスタートします。この事業の実施には、事業対象農地の全てについて中間管理権が設定されていることや、事業の実施により一定以上の収益性向上などの要件を満たす必要がありますが、農業者の同意や費用負担を求めない制度であり、産地と担い手を結び付け地域振興につながる制度でありますので、今後の推進につきまして、御理解、御協力をお願いいたします。

また、現在国では、土地改良区の業務運営に視点を置いて土地改良法の改正に向けて手続を進めております。主な改正内容としては、組合員・役員資格や総代会に関する見直し、複式簿記の導入等とされております。

土地持ち非農家の増加や所有と経営の分離も進む中で、

今後とも土地改良施設の適正な維持管理・保全に努めていくことが重要ですが、従来からの役割に加え、地域農業の将来について考える中心的な役割を担う団体として、改良区の機能を発揮されることが期待されております。

農業農村整備予算が復活してきている状況で、県としても地域の皆様の要望にこたえられるよう、新制度を含め地域振興に資する制度を活かしていく所存です。よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、印旛沼土地改良区の益々の御発展と組合員の皆様方の御活躍、御健勝をお祈りいたします。





千葉県印旛農業事務所

所長 岩淵善彦

今年度も、引き続き印旛農業事務所長を務めさせていただきました岩淵でございます。

印旛沼土地改良区の皆様、並びに組合員の皆様には、日頃より印旛沼地区の農業農村整備事業の推進をはじめ、本県の農業振興に、ご理解とご協力を頂いておりますことに、厚く御礼申し上げます。

印旛沼土地改良区管内は、成田市、佐倉市等4市2町に跨る5,000ヘクタールの水田地帯が広がり、本県を代表する稲作地帯となっております。しかしながら、管内の農業を支える国営事業で整備された用排水施設が造成から40年以上経過し、老朽化による施設機能の低下が生じ、その維持管理に多くの労力と費用がかかるようになってきました。そこで、平成22年度から「国営印旛沼二期農業水利事業」が農林水産省により着手され、国営事業所により施設の更新事業が鋭意進められているところです。

国営事業で造成された機場は、県が管理委託を受けることになっており、現在のところ、白山甚兵衛機場と宗吾北機場の2機場を、国の補助事業を使って管理をしています。

新たな土地改良事業等が制度化されております。

新たな土地改良事業は、印旛農業事務所管内では、予定地区は無いのですが、県内では数地区が、事業化に向けて取り組んでいるところとあります。

また、既存のほ場整備事業でも集積率を上げることにより受益者の負担を低減する制度もあります。

印旛沼土地改良区の管内でも、ほ場整備事業やかんがい排水事業の事業化に向けた取り組みを始めているところが、出てきています。

米価の下落や担い手不足など、農業を取り巻く状況は厳しいですが、このような状況を乗り切るためにも、これらの中間管理機構の関連事業や、既存のかんがい排水事業、ほ場整備事業などの補助事業を活用も選択肢の一つとしていただき、皆様の地域が将来にわたり持続、発展するよう考えていただけたらと思っております。

千葉県としても、中間管理機構による担い手への集積、集約による生産コストの削減、収益力の高い作物の導入、米の需給バランスを維持し米価を安定させる飼料用米の作付け等を、取り組んでいるところであります。

中間管理機構に関連する事業では、畦畔除去による区画の拡大といった小規模のものや、平成30年度からの新たな事業として受益者に工事費の負担のない



独立行政法人水資源機構 千葉県水総合管理所

所長 岩本逸郎

「既存施設を最大限に有効活用する管理を目指して」

陽春の候、印旛沼土地改良区組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

水資源機構が実施しております印旛沼開発施設の管理運営につきまして、日頃より格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。誠に有り難うございます。

この場をお借りして印旛沼の管理に関する取り組みなどを紹介させていただきます。まずは、昨年の水管理です。かんがい期の4月～8月は平均降水量の74%と少雨傾向であったことから、酒直揚水機場（都市用水専用）を運転し利根川から約1,600万m<sup>3</sup>（沼水位換算：約1・4m相当）の水を揚水し沼水位の維持を行いました。一方、10月下旬には2週続けて来襲した台風21号と22号では秋雨前線と相まっての降雨があり、11日間連続して防災態勢を発令し、印旛沼と大和田機場に位置換算：約4・6m相当）の洪水排水を行いました。結果

として最高水位（平均）をY P3・00m程度に抑えることが出来ました。ただ、印旛沼開発施設を取り巻く状況は、比べて都市化も進み、温暖化に伴う昨今の気象状況などに随分変わってきております。今年度から始まる水資源機構第4期中期計画では、既存施設を最大限に有効活用していくことが求められており、印旛沼開発施設についても、今の状況の変化に対応すべく、きめ細かな操作による濁水対応や、的確な予測及び判断を求められる洪水排水対応など、これまでの経験に新たな科学的知見も加えながら、適正な管理に努めてまいります。次に、広報の取り組みです。今年も4月7日に開催した「大和田機場 春の一般開放」では、貴土地改良区など関係機関の皆さまの参加を得て、印旛沼ウォーク参加者や地域から沢山の方々に来場していただきました。お陰様を持ちまして、印旛沼開発施設管理の重要性について発信することができ、関係機関との連携もこれまで以上に密になる良い機会になりました。今後も、

大和田機場の問題は印旛沼全体の問題という認識のもと積極的に参画しているナガエツルノゲイトウの駆除活動など、実体験を踏まえた情報発信を行い、関係者だけでなく、一般の方々にも少しでも関心を持っていただけるよう、広報の充実に努めてまいります。

他にも、近い将来高い確率で発生が危惧されている大規模地震に対する堤防等の強化等、沼の水位管理を担う酒直水門未整備等、沼の水質問題等の課題があります。いずれの課題も関係の皆様との、より一層の連携が不可欠です。印旛沼地域の継続的発展に向けて、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、印旛沼土地改良区の皆様のご活躍と、組合員の皆様の活動、ご健勝をご祈念申し上げます。



# 第21回「千葉の水回廊ウオーク&

## 疏水百選印旛沼ウオーク」

### 平成30年度大和田機場春の一般開放が開催されました

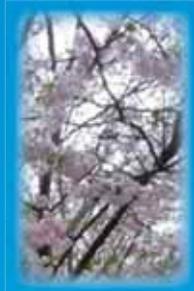
4月7日(土)心配していた雨も上がりNPOちば歩こう会が主催する千葉の水回廊ウオーク&疏水百選印旛沼ウオークが開催されました。10kmコースは新検見川公園を20kmコースはJR佐倉駅、30kmコースは京成酒々井駅を出発地点とし、ゴールである大和田機場を目指し水と美しい印旛沼周辺の心地よい自然に触れながら250人を超える参加者がウォーキングで汗を流されました。

また、大和田機場 春の一般開放はポンプの試運転や施設見学、印旛沼に関するパネル展、歴史に関する講演会など大和田機場の役割や印旛沼流域について一般市民の方々に広く知って頂くことを目的として行われているイベントで水と里ネット印旛沼も国営印旛沼二期農業水利事業所と伴に国営印旛沼二期事業や農業農村の持つ多面的機能の紹介など、広報ブースを設け活動を展開しました。

残念ながら会場での桜は葉桜となりましたが、印旛沼土地改良区組合員さんより提供して頂いた食材で豚汁のサービスも行い多くの来場者にお楽しみ頂きました。ここで誌面をお借りしてご協力頂きました組合員さんをご紹介させていただきますと併に厚く感謝申し上げます。

- 成田市船形 根本裕富 様
- 成田市下方 荒居武司 様
- 印西市岩戸 菊地謙治 様
- 印西市岩戸 佐藤昭夫 様
- 印西市松崎 木村正博 様
- 酒々井町上岩橋 小坂和男 様
- 栄町四箇 長谷川邦彦 様

水と里ネット印旛沼は21世紀土地改良区創造運動を展開し、印旛沼地域の農業振興のため多くの方々にご支援ご協力を頂けるよう、広報活動を継続していききたいと思っております。



## 小まめな水管理で節水・節電にご協力を！！



宗吾北機場と中央干拓地 ～代かき期～

国土交通省が許可する河川「印旛沼」より取水する水利使用規則には、取水期間と水量が定められています。

本地区のかんがい（農業用水）を目的とした取水口は印旛沼周辺に33か所あり、各取水口の取水量の測定は毎日行い河川管理者に報告しなければなりません。

また、超過取水や期間外取水などは水利権の取り消しなど厳しい措置が講じられます。

適正な取水管理は節電にもつながります。各ほ場の小まめな水管理やポンプの運転時間の短縮など維持管理費の軽減のためご協力をお願いします。

### 取水期間は

## 4月11日～8月31日です。

### ご注意ください。



**平成30年度 経常費・維持管理費の賦課金単価 (10a当り)** (単位：円/10a)

賦課種別	単価	支区名	単価	支区名	単価
1. 経常費賦課金	3,950	⑥ 高崎川支区	4,600	⑪ 酒々井支区	5,500
2. 維持管理費賦課金	(支区別単価)	⑦ 埜原支区	3,500	⑫ 布鎌支区	3,500
① 八千代支区	4,200	⑧ 印旛沼北部支区	3,100	⑬ 鹿島川上流支区	4,500
② 佐倉西部支区	5,000	⑨ 佐倉北部支区	4,000	⑭ 印旛沼東部支区	3,800
③ 一本松用水支区	5,500	⑩ 中央支区	3,500		
④ 平戸支区	7,000	〈備考〉 ・本表は甲地区単価を掲載(乙地区は経常費1,316円) ・畑は経常賦課金・維持管理賦課金とも1/3			
⑤ 神崎川支区	4,000				

**賦課金は納期までに納入下さい**

3月28日に開催された通常総代会におきまして、本年度の賦課金及び徴収期日が下表のとおり確定いたしました。

- ◆賦課金は、皆さんの組織である土地改良区運営の根幹を成すもので、円滑な事業の実施に必要な財源であります。別掲の賦課金納入状況のとおり、平成28年度 賦課金(経常費・維持管理費)の収納率は、分区役員さんをはじめ組合員皆さまのご理解により99%以上の徴収率となっております。
- 賦課金が期限内に納入されることにより、施設の維持管理ほか予算に基づく執行が可能となりますので、ご理解ご協力をいただき納入期限までの納入を宜しくお願いいたします。

**平成30年度 賦課金の賦課期日及び納入期限**

賦課種別	賦課期日	納入期限	付記
1. 経常費賦課金	H30. 4. 24	H30. 5. 31	上記単価により地積割に賦課
2. 維持管理費賦課金			
3. 農林漁業資金等償還金	H30. 10. 1	H30. 10. 31	農業基盤整備促進事業 大竹地区、葉崎地区
4. その他、特別賦課金	賦課徴収の必要が生じた場合は、総代会で定める。		

**分区徴収における徴収手数料及び完納奨励金について**

賦課金の納入におきましては、徴収分区を設定いただき地元役員さんをお願いしておりますが、分区徴収にあたり賦課金納付奨励規程から奨励金を交付しております。

- ◆賦課金(経常費・維持管理費)における「徴収手数料」は、分区徴収された納入額に対し2%を、「完納奨励金」については、分区徴収における分区賦課額(分区組合員の賦課金合計額)の90%以上の納入がされた分区に対し、納期限内にあっては2%、納期後1ヶ月以内にあつては1%を交付させていただいております。

**納期内に納入されない方には ……**

納期内に納入されない方に対しては、「督促状」を発行し早期の納入をお願いしております。

- ◆督促状が発送されますと、規程により過怠金として「督促手数料及び延滞金(年14.6%)」が加算されますので、必ず期限内の納入をお願いいたします。
- また、督促状を発しても納入されない方に対しては、土地改良法第39条(差押)の処分対象者として手続きを開始しますので留意願います。

# 改良区からのお知らせ

## 組合員資格を変更する場合は組合員資格得喪通知書を必ず提出して下さい

**【添付書類】**  
得喪原因による証拠書面の写しを添付して下さい。

### 【組合員名簿変更通知書】

- 住所変更等、組合員名簿記載内容の変更に  
関する様式

受付	理事長	事務局長	総務課長	会計課長	水産課長	組合印	記入	入力
----	-----	------	------	------	------	-----	----	----

**組合員名簿変更通知書**

下記のとおり組合員名簿記載内容について変更が生じたので土地改良法施行規則第25条の規定により変更されますよう届け出ます。

平成 年 月 日

印旛沼土地改良区  
理事長 様

住所 丁目 番 号  
組合員氏名 氏名  
生年月日 (M・T・S・H) 年 月 日生  
連絡先 ( ) 性別 男・女

変	内	備
更	容	要
前	住所	
	氏名	
後	住所	
	氏名	

※ 法定代理人、後见人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所を摘要欄にご記入下さい。  
※ この届出により取得した個人情報は、組合員名簿・土地原簿・その他土地改良区業務の遂行に必要なことに利用することを目的とし適性で管理し、本人の同意なく第三者へは提供しません。  
※ 賦課金の通知は、毎年4月1日現在の土地原簿面積に基づき算出しますので、変更が生じた場合は3月末日までに本通知書を提出して下さい。

### 【組合員資格得喪通知書】

- 名義変更、土地移動等にかかる様式

受付	理事長	事務局長	総務課長	会計課長	水産課長	組合印	記入	入力
----	-----	------	------	------	------	-----	----	----

**組合員資格得喪通知書**

下記のとおり組合員資格が得喪いたしましたので、土地改良法第43条第1項の規定により届出をさせていただきます。

平成 年 月 日

印旛沼土地改良区 理事長 様

原資格者 氏名 (ふりがな)  
住所  
生年月日 (M・T・S・H) 年 月 日生  
連絡先 ( ) 性別 男・女

新資格者 氏名 (ふりがな)  
住所  
生年月日 (M・T・S・H) 年 月 日生  
連絡先 ( ) 性別 男・女

1. 資格得喪の理由及び時期  
1) 原因【経営移譲・相続・売買・交換・贈与・質借解除・質借契約・その他( )】  
2) 時期【平成 年 月 日(予定)】

2. 資格得喪の対象たる土地

宗地	大字	字	地番	面積(m <sup>2</sup> )	所有者(不特定)	区画	区画名称	備考
					住所			

付記  
① 土地改良法第43条第1項(組合員の資格得喪の通知義務)による当該土地に対する資格取得及び喪失したことを届け出るものであります。理事長又は事務局長が署名し、理事長が印し、組合員が署名する事項となります。  
② 新資格者が土地改良法第44条第1項(所有権等の代償)に該当する場合は、この届に基づき所有権等の代償をとりなす必要があります。  
③ 土地改良法第43条第2項(資格得喪の届出)に該当する場合は、この届に基づき所有権等の代償をとりなす必要があります。  
④ 本通知書は組合員に資格得喪の手続きがある場合は必ず提出する必要があります。  
⑤ この届出により取得した個人情報は、組合員名簿・土地原簿・その他土地改良区業務の遂行に必要なことに利用することを目的とし適性で管理し、本人の同意なく第三者へは提供しません。  
⑥ 賦課金の通知は、毎年4月1日現在の土地原簿面積に基づき算出しますので、変更が生じた場合は3月末日までに本通知書を提出して下さい。

現在賦課されている土地について、売買や相続に伴う名義変更・経営移譲貸借等の変更が生じた場合、土地改良法第四十三条第一項の規定により改良区へ通知書の提出が義務付けられております。

土地改良区の賦課金につきましては、毎年四月一日現在の土地台帳面積に基づいて算出をしておりますので、変更される場合には三月末までに受付受理できるように届出願います。

手続きを行いませんと組合員の変更が出来ません。尚、窓口では本人確認をお願いしておりますのでご協力下さい。

### ⑤ 通知書を提出する際の留意事項

- ①電話や口頭での受付は出来ません。ご理解ご協力をお願いいたします。
- ②組合員の資格を取得できる方は土地改良法第三条で規定する資格を有する者となっております。特に相対での耕作の賃借は、農業委員会への届出をお願いいたします。
- ③手続きに際しては、記載内容等お間違いがないよう事前に改良区「総務課」までご確認下さい。
- ④各通知書の取得は改良区事務所になります。郵送希望の方には書類をお送りいたしますのでご連絡下さい。
- ⑤郵送の場合は、特にふりがな・連絡先など記入漏れがないようお願いいたします。

## 農地転用 される方へ

土地改良区内の農地を農地以外に転用する場合には、土地改良区への届出が必要となります。

その農地に投資した土地改良資金の借入金残額や今後必要とされる維持管理費等を含めて農地が転用により減少すると、残った農地に対する負担が過重となるために土地改良法第四十二条第二項の規定により地区除外決済金を納めていただくこととなります。

市街化調整区域の農地の転用や公共事業用地として買収された場合においても、届出をしていただき決済の手続きを行わないと、いつまでも賦課されますのでご注意ください。

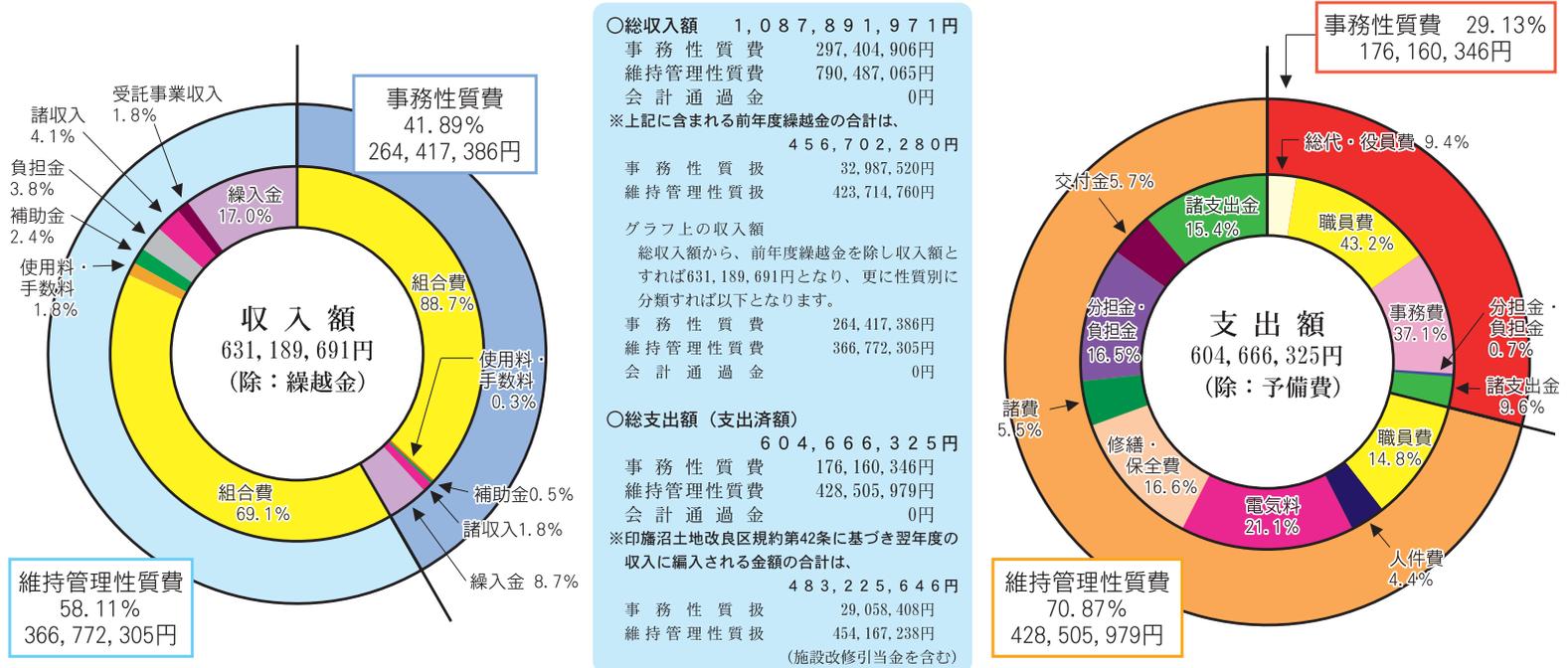
届出は総務課でお受けしますので、事前に連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。



# 平成28年度 一般会計と維持管理事業特別会計

## 組合費はこうに使われました

○平成28年度における一般会計と維持管理事業会計の決算額を合わせ記しました。  
 ※土地改良区の会計は、一般会計で維持管理事業（印旛沼土地改良区では特別会計を設け執行）を展開することが一般的ため、このような記載をしております。また、一般会計内で利水・排水管理費及び利用調整など受益地共通の維持管理事業を執行しているため、施設管理にどの程度の資金が必要かを知らるため収支とも性質により「事務費」「維持管理費」に分類し調製いたしました。



○以上、収支決算の状況から、収入した額（除く繰越金）で考察すれば事務性質扱いで収入した264,417,386円に対し、その支出は176,160,346円で一方の維持管理性質扱いは、収入で366,772,305円、支出で428,505,979円となり不足が生じています。  
 各々過不足にあつては、利水・排水管理及び利用調整など受益地共通の維持管理事業を「共通維持管理費」と称し、一般会計で執行することにより調整され相互補完することで成り立っています。

## 平成28年度 会計別決算の状況

(単位：円)

会計名	収入	支出	繰越額
1 一般会計	324,697,798	295,639,390	29,058,408
2 維持管理支区特別会計	763,194,173	309,026,935	454,167,238
<b>小計</b>	<b>1,087,891,971</b>	<b>604,666,325</b>	<b>483,225,646</b>
3 国営造成施設管理体制整備促進事業	28,150,000	28,150,000	0
4 県営土地改良事業	2,167,500	2,167,500	0
5 団体営土地改良事業	149,014,000	149,014,000	0
6 維持管理適正化事業	0	0	0
7 維持管理費負担軽減対策事業	69,952,000	10,994,400	58,957,600
8 県管理他機場操作関係等	72,414,206	46,219,267	26,194,939
9 維持管理強化事業	133,403,239	0	133,403,239
10 多面的機能支払促進	574,220	574,220	0
11 農林漁業資金等借入償還金	36,971,362	36,971,362	0
12 環境保全対策調査事業	28,190,662	0	28,190,662
13 災害応急事業	14,822,278	5,040	14,817,238
14 その他諸事業特別会計	8,206,653	4,365,527	3,841,126
15 消費税納税引当金	4,967,859	2,501,219	2,466,640
16 地区除外・開発行為	53,846,094	28,891,376	24,954,718
17 備荒積立金等	4,620,045,406	26,775,818	4,593,269,588
<b>小計</b>	<b>5,222,725,479</b>	<b>336,629,729</b>	<b>4,886,095,750</b>
18 基本財産	195,033,901	986,424	194,047,477
<b>合計</b>	<b>6,505,651,351</b>	<b>942,282,478</b>	<b>5,563,368,873</b>

## 平成28年度 財産目録

(単位：円)

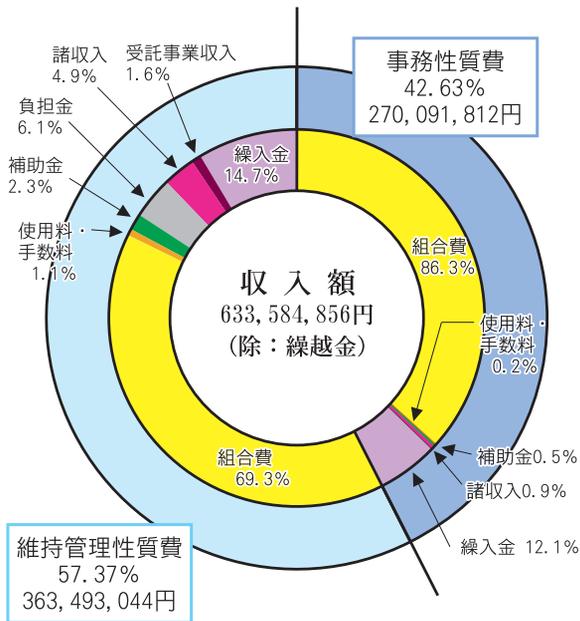
資産の部	負債の部
5,985,711,729	4,731,739,322
1. 流動資産 5,738,967,713	1. 長期負債 136,549,434
(1) 現金及び預金 942,574,288	(1) 農林漁業資金等 136,549,434
(2) 未収金 7,156,060	(2) 管内金融機関等 0
(3) 特定資産 4,595,189,888	(3) 国営事業負担金 0
(4) 基本財産 194,047,477	
2. 固定資産 246,744,016	2. 短期負債 4,595,189,888
(1) 土地(事務用地) 37,400,000	(1) 前受金 0
(2) 建物・設備 163,520,136	(2) 未払金 0
(3) 機械・器具 14,729,275	(3) 見返り預金 4,595,189,888
(4) 備品 31,094,605	

# 平成30年度 一般会計と維持管理事業特別会計

## 組合費の使われ方

○平成30年度における一般会計と維持管理事業会計の予算額を合わせ記しました。

※経常的に賦課を行い、その収入により運営される一般会計と維持管理事業特別会計を合わせ記しました。(大部分の土地改良区では維持管理事業を展開することが通常であるため、このように記しました。) また、収支とも性質により「事務費」「維持管理費」に分類し説明いたします。(考え方は、決算の説明と同じです。)



○総収入額 1,127,084,856円

事務性質費 300,091,812円  
維持管理性質費 826,993,044円

※上記に含まれる見越繰越金の合計は 493,500,000円

事務性質扱 30,000,000円  
維持管理性質扱 463,500,000円

グラフ上の収入額  
総収入額から、見越繰越金を除き収入額とすれば633,584,856円となり、更に性質別に分類すれば以下となります。

事務性質費 270,091,812円  
維持管理性質費 363,493,044円  
会計通過金 0円

○総支出額 (支出済額) 1,127,084,856円

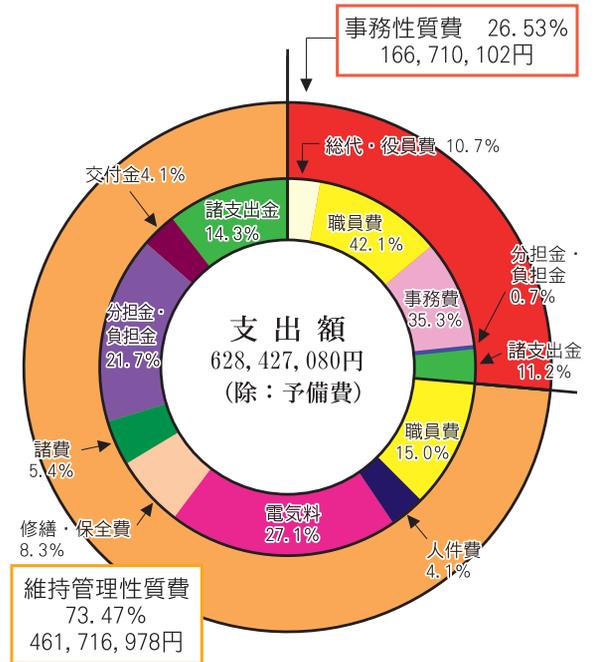
事務性質費 197,120,585円  
維持管理性質費 929,964,271円

※上記に含まれる予備費・施設改修引当金の合計 (用途が限定されず又は備荒対策の資金) は 498,657,776円

事務性質扱 30,410,483円  
維持管理性質扱 361,727,293円  
施設改修費扱 106,520,000円

グラフ上の支出額  
総支出額から予備費・施設改修引当金相当額を除き、支出額とすれば628,427,080円となり、更に性質別に分類すれば以下となります。

事務性質費 166,710,102円  
維持管理性質費 461,716,978円



○施設改修費とは、維持管理会計内に用途を明確にした資金を留め置き、経済事情の急変、災害等緊急を要する事業など、予定外の支出に充てる、財政調整的な性格を帯びた資金のことを指します。事故等発生したときなど、組合員の極端な負担増を回避するために使われます。よって、維持管理性質費の見越繰越額が大きな数字となりますが余裕金ではありません。

## 平成30年度 会計別予算状況

(単位：円)

会計名	予算額
1 一般会計	326,813,718
2 維持管理支区特別会計	800,271,138
小計	1,127,084,856
3 国営造成施設管理体制整備促進事業	28,150,000
4 県営土地改良事業	2,290,050
5 団体営土地改良事業	98,186,400
6 維持管理適正化事業	29,796,860
7 維持管理費負担軽減対策事業	68,000,000
8 県管理他機場操作関係等	75,579,202
9 維持管理強化事業	168,862,839
10 多面的機能支払促進	3,000,000

会計名	予算額
11 農林漁業資金等借入償還金	29,507,056
12 環境保全対策調査事業	28,413,386
13 災害応急事業	15,375,317
14 その他諸事業特別会計	4,882,777
15 消費税納税引当金	5,381,742
16 地区除外・開発行為	26,287,000
17 備荒積立金等	4,586,461,406
小計	5,170,174,035
18 基本財産	194,959,500
合計	6,492,218,391

## 平成28年度 賦課金及び負担金納入状況

(単位：円)

賦課金の種別	調定額	納入済額	徴収率	徴収未済額
1 経常賦課金	235,281,730	234,409,460	99.63%	872,270
2 維持管理費	254,583,310	253,585,350	99.61%	997,960
負担金の種別	調定額	納入済額	徴収率	徴収未済額
1 県営事業借入償還金	0	0		0
2 団体営事業借入償還金	62,720	62,720	100.00%	0
3 県営事業費	1,323,500	1,323,500	100.00%	0
4 団体営事業費	3,474,600	3,474,600	100.00%	0

# 印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会からのお知らせ

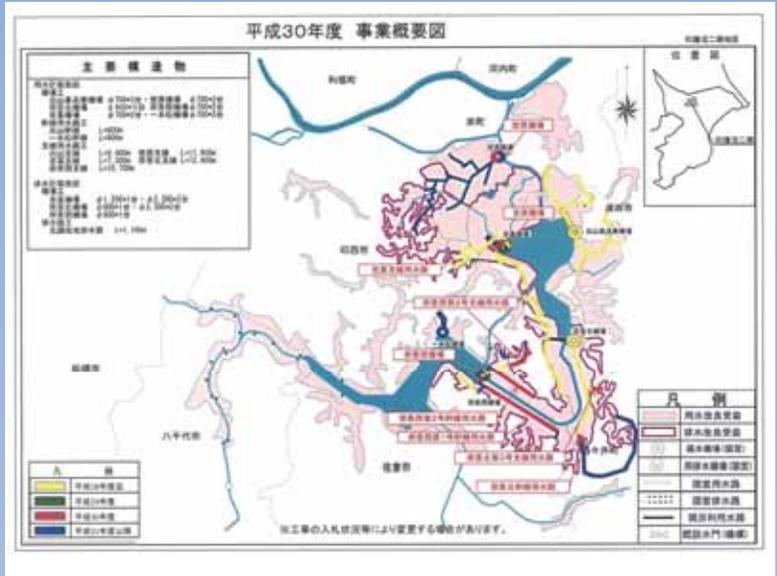
平成22年度に着手し8カ年を経過した国営かんがい排水事業「印旛沼二期地区」(国営流域水質保全機能増進事業)は白山甚兵衛、宗吾北、吉高、宗吾西ブロックにおいて機場工事のほかに水路工事が実施されました。

引き続き平成30年度は宗吾北、吉高、宗吾西、埜原の各ブロックで工事が予定されています。【平成30年度事業概要図参照】

関係組合員の皆様には工事中ご不便ご迷惑をお掛け致しますがご理解ご協力のほど宜しくお願いします。

- ・受益面積 5,002ha ・事業費 37,700百万円
- ・事業期間 平成22年度～平成37年度  
(施設機能監視期間3年を含む)
- ・事業進捗率(金額単位:百万円)

総事業費	H29年度まで	H30年度以降残	H30年度当初	進捗率
37,700	25,089	12,611	3,251	66.5%



## ドローンで見る「吉高機場」建設現場の進捗状況

写真提供：国営事業所

H28年 12月時点



樋管・排水吐出し水槽を建設中。建屋の建設も進んでいます。

H29年 9月時点



機場上屋が完成。用水吐出し水槽底盤を打設中。

H30年 1月時点



用水吐出し水槽を建設中。平成31年春の供用開始に向け工事を進めていきます。

## ドローンで見る「宗吾西機場」建設現場の進捗状況

写真提供：国営事業所

H29年 4月時点



機場敷地内に基礎杭を打設中。

H29年 9月時点



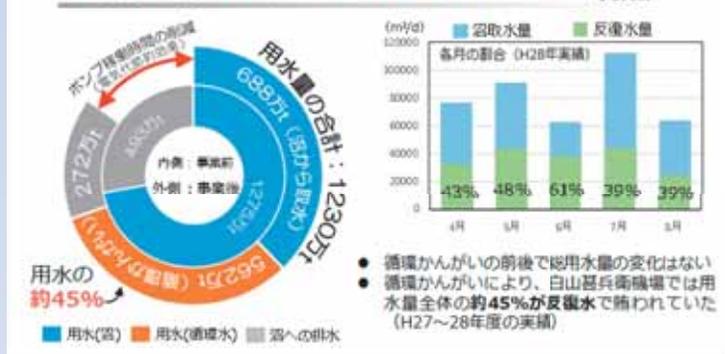
県道の仮回り道路を造成中。ポンプ室の造成も進んでいます。

H29年 11月時点



完成した仮回り道路を供用中。河川内工事に着手します。

### 循環かんがい開始前後の水利用の変化



## 印旛沼二期地区地域用水対策協議会 通信

国営流域水質保全機能増進事業「印旛沼二期地区」では老朽化した施設の更新と併せ、循環かんがい施設の整備と環境保全型農業を推進し、印旛沼の水質保全に資することを目的としている事業であります。

今号では平成27年度より供用開始した白山甚兵衛ブロックの循環かんがいによる効果をご紹介します。この循環かんがいは低地排水路に戻ってきた水を再び農業用水として利用するもので、反復水により印旛沼への依存量も少なくなることで、沼への排水量の電気料金の削減にもなり、水質保全効果も図られます。

印旛沼周辺で水田農業を営まれている皆さまも浅水代かきなど環境にやさしい農業を取り組んでみませんか！

# 印旛沼地域の農業に関するアンケート調査を実施しました。

近年、全国的に農家数が減少する一方で、法人経営等で大規模な営農に取り組む組織が増加するなど、農業農村を取り巻く状況が変化してきています。

このような中、今後の印旛沼地域の振興に取り組むために、まずは地域の農業が現在どのような状況にあるか、また近い将来どのように変化していく可能性があるかなど実態を把握することが重要だと考え、関東農政局印旛沼二期農業水利事業所により印旛沼土地改良区組合員を対象に営農状況や実際に耕作されている中で感じていることを率直にお聞きするためのアンケート調査が行われました。

ご協力頂きました組合員の皆様に御礼申し上げますと併に抜粋になりますがアンケート結果をお知らせします。

## 調査方法

### アンケート配布の範囲と方法

印旛沼改良区の組合員を対象

配布範囲：改良区管轄にある全15支区

配布数：全体で800部（全組合員数の10分の1程度）

配布先の選定：関係市町毎の組合員数の割合をもって、800を振り分けた市町毎に決まった配布数だけ、組合員を無作為抽出

### アンケートの内容

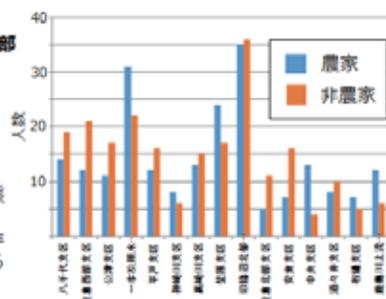
- 自分で耕作している農家（以下、**農家**）と、農地は所有しているが自分で耕作をしていない土地持ち非農家（**非農家**）で設問を分けている
- 農家には営農状況、後継者の有無、今後の継続予定等を、非農家には土地の状況等を聞き、組合員の実態を把握する

## 回収数と各支区の農家/非農家割合

- 配布した800部のうち、回収は437部となり、回収率は54.7%であった

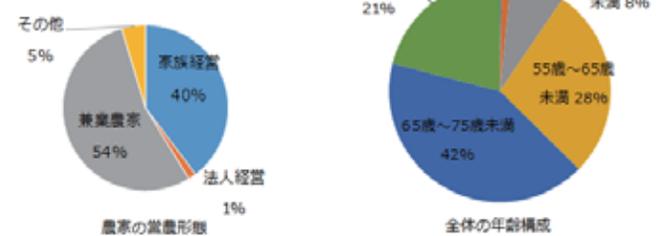
農家：198 (45%)  
非農家：239 (55%)

- 現状ですでに非農家の方が多い状態が明らかに
- 実際には、この割合よりもっと非農家が多い可能性が高いと思われる



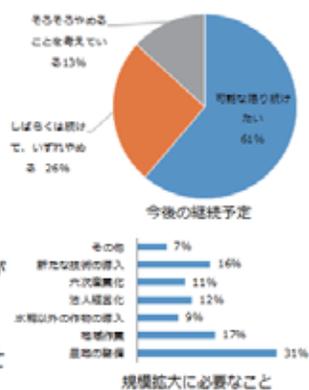
## 年齢構成（農家・非農家全体）と営農形態

- 組合員は高齢者の割合が圧倒的に多く、65歳以上が63%を占めていた（65～75歳が最多で42%、75歳以上も21%）
- 農家では45歳未満もゼロ



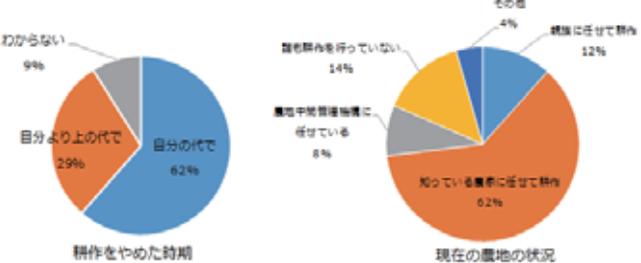
## 農家：今後の営農継続予定等

- 6割が「可能な限り続けたい」と答える一方で、営農規模は「現状維持」が7割以上を占めており、拡大の意思はあまりない
- 拡大に必要なことは「農地の整備」が最多
- 「後継者がいる」と答えた方は31%
- 後継者がいる農家は「可能な限り続ける」が92%、「いずれやめる」はゼロ
- 後継者無し農家では「継続」が49%であり、後継者の有無が今後の予定に大きく影響している



## 非農家：現在の農地の状況は？

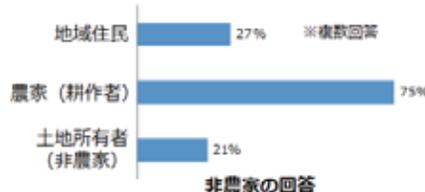
- 現在は「知っている農家に任せてる」が62%と最多
- 中間管理機構の利用もあるが、まだ割合は高くない
- 耕作していない14%は、耕作放棄地となっている可能性



## 地域作業は誰が行うのが望ましいか

- 「農家が望ましい」とする意見が、農家では90%、土地持ち非農家では75%と両方とも大半を占めた
- 「土地所有者」は農家では25%、非農家では21%と最も少なかった
- 「地域住民が望ましい」とする割合は33%（農家）、27%（非農家）で、ある程度の期待がうかがわれる

● 農家が大きく減少する可能性がある中で持続的に地域資源を管理するためには、「いかに地域住民を取り込むか」といった課題に取り組む必要性も挙げられる



今回のアンケートで組合員の実態などを広く把握することができました。お答えいただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。



平成29年度 土地改良事業の概要

1. 国営・県営・団体営・非補助事業

(事務費除き 単位：千円)

事業名	地区名 (関係支区名)	工期	全 体		平成29年度事業		平成30年度事業 (予定)		備考 (負担割合)
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
国営かんがい排水事業	印旛沼二期地区 成田市、佐倉市 八千代市、印西市 酒々井町、栄町	H22 ～ H34 (H37)	揚水機場 N=3箇所 用排水機場 N=3箇所 幹線用水路 $\ell=1.2\text{km}$ 幹線排水路 $\ell=1.1\text{km}$ 支線用水路 $\ell=51.7\text{km}$ 受益面積 A=5.002ha	37,700,000	吉高機場工事 宗吾西機場工事 宗吾北幹線・支線水路工事 吉高支線用水路工事 宗吾西支線用水路工事 調査設計費一式	4,286,000	吉高機場工事 宗吾西機場工事 埜原機場工事 宗吾北幹線・支線水路工事 吉高支線用水路工事 宗吾西幹線用水路工事 調査測量設計一式	3,151,000	国66.6%、県25%、 地元8.4% (地元負担の内訳) 用水：関係市町6.0%、 農家2.4% 排水：関係市町8.4%、 農家0%
県営農業競争力強化基盤整備事業	埜原 (埜原)	H27 ～ H33	排水機場 N=1箇所 排水路工 $\ell=2,425\text{m}$	1,021,600	調査設計費一式	18,910	調査設計費一式	70,000	国50%、県25%、 市25%
県営経営体育成基盤整備事業	勝田川上流 (高崎川)	H5 ～ H30	排水路工 $\ell=9.8\text{km}$ 農道整備 $\ell=2.2\text{km}$ 暗渠排水工 A=2.0ha 測量試験費一式	1,215,092.5	排水路附帯工一式 測量試験費一式	7,101	測量試験費一式	5,125	国45%、県30%、 市17.43% 地元7.57% (市町村割合) 佐倉市58.4%、 八街市41.6%
国営造成施設管理体制改革促進事業 (管理体制整備型)	印旛沼	【第1期】 H12～H16 【第2期】 H17～H21 【第3期】 H22～H29 【第4期】 H30～H34	【第1・2期】 電力料・整備補修費他 一式・安全管理 【第3期】 電気料・整備補修費他 一式・安全管理 【第4期】 電気料・整備補修費他 一式	【第1期】 180,430 【第2期】 186,300 【第3期】 231,607 【第4期】 140,750	【第3期】 電力料・整備補修費他 一式	28,150	【第4期】 電力料・整備補修費他 一式	28,150	【補助金】 農業外効果にかかる補助金 全体経費の37.5%以内 国50%、市町50%
農業基盤整備促進事業	葉崎 (印旛沼北部)	H26 ～ H29	用水路工 $\ell=3,400\text{m}$	44,528.4	用水管布設工 $\ell=2,200\text{m}$ 実施設計施工監理一式	15,649.2	平成29年度完了	-	国50%、市町15%、 地元35%
農業基盤整備促進事業	内田 (鹿島川上流)	H28 ～ H30	揚水機場工 N=2基 用水路工 $\ell=400\text{m}$	49,989.6	実施設計一式 揚水機製作据付工 N=1基 揚水機製作工 N=1基 実施設計施工監理一式	19,872	揚水機据付工 N=1基 用水路工 $\ell=400\text{m}$ 実施設計施工監理一式	25,128	国50%、市10%、 地元40%
水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型)	大佐倉 (酒々井)	H30 ～ H31	用水路工 $\ell=600\text{m}$	70,000	-	-	調査測量設計一式	10,000	国50%、市10%、 改良区40%
土地改良施設維持管理適正化事業 (臼井第二機場)	臼井第二機場 (佐倉西部)	H30	常時排水機工 N=1基 吸水槽水位計更新一式 気中開閉器更新一式	27,626.4	-	-	常時排水機工 N=1基 吸水槽水位計更新一式 気中開閉器更新一式	27,626.4	国30%、県30%、 市40%

多面的機能支払交付金制度実施状況

- 平成27年度から「法に基づく制度」として実施された「多面的機能支払交付金制度」について、既に農地水保全管理交付金制度から実施している地区も含め、改良区管内で多数の地区で実施されております。
- 改良区では新規地区を対象に、交付金が交付されるまでの期間1地区当たり15万円を目安に（総額150万円）無利子で貸付け、活動組織が交付金受領後に償還いただくよう、予算計上されています。

用排水施設の安全対策について

4月から8月まで農業用水期となり、半年以上休止していた用水機場が一斉に稼働し始めます。これまで水が流れていなかった用排水路では、水の量や勢いが増してきます。

大雨時の農家の見廻り作業でもご注意いただきたいところですが、子供達も水に親しむ季節となり興味を引く場所となります。

改良区では基幹施設保全管理業務として、管内小中学校193校の児童生徒に向け安全啓発用クリアファイルを作製し配布しています。

夏休みに入ると水路等での事故が毎年報道されます。

付近で遊んでいたたり、危険な場所で釣りなどしている子供たちを見かけたら注意を促してあげてください。

